

年間スローガン

ストップ・ザ交通事故

高めようモラル
守ろうルール

年間広報重点

- ・一瞬の　よそ見一生　駄目にする
- ・横断中　スマホ見るより　まわり見て
- ・ヘルメット　かぶって守ろう　命とルール

年間サブスローガン

◆実践しよう　交通安全3S 運動

Stop(ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

Slow(スロー)

- ・こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見とおしが悪い交差点では徐行

Smart(スマート)

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

交通安全3S

ストップ・スロー・スマート！

KAZAKI

令和6年秋の交通安全
市民運動実施要綱

期　間

令和6年9月21日(土)から9月30日(月)までの10日間

市内一斉大立哨

令和6年9月24日(火)・9月30日(月)

目　的

秋は、日没時刻が早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と、仕事や学校の帰宅時間帯が重なり、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故の危険性が高まります。

また、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側の法令違反が原因となるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、運動重点に沿った秋の交通安全運動を市民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図ります。

運動重点

- 1　反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2　夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3　自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

学区別人身事故発生状況（令和6年1月～6月）

発生件数
単位：件

死亡事故発生学区(令和6年中)

学区名	発生件数
梅園	高齢者 1
本宿	高齢者 1
大門	高齢者 1
形埜	若者 1

主唱　岡崎市交通安全推進協議会

事務局：岡崎市市民安全部　防犯交通安全課　〒444-8601　岡崎市十王町2丁目9番地　TEL23-6340　FAX23-6570

トピックス

令和6年5月24日に道路交通法の一部を改正する法律が公布されました。

以下の自転車の事故防止における罰則規定が整備されます。（令和6年11月1日施行予定）

●自転車の酒気帯び運転等に対する罰則の新設

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転とは、身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.15mg以上の場合です。

※運転者以外にも自転車の酒気帯び運転をほう助した者にも罰則が適用されます。

①車両の提供者

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

②酒類の提供者、同乗者

罰則：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

●自転車運転中の携帯電話使用等が禁止され罰則の強化

①運転中に携帯電話等を手で持って通話したり画面を注視した場合

罰則：6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

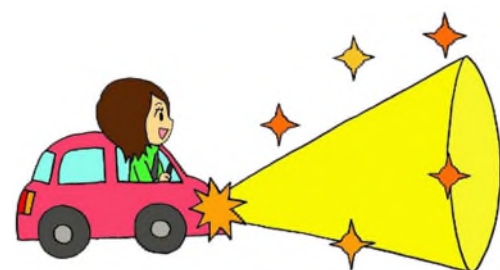
②運転中に携帯電話等を使用して交通事故を起こすなどした場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

《岡崎警察署からのお知らせ》

例年9月から3月にかけて、夕方の5時から7時までの夕暮れ時に
交通事故が多発する傾向があります！

ドライバーのみなさん



夕暮れ時の早めのライト点灯と
ハイビームの活用を！

歩行者・自転車の方のみなさん

明るい服装と反射材の着用を！



●点灯時刻の目安：日没時刻のおおむね1時間前

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:00	16:30	16:00	16:00	16:00	16:30	17:00

人や車の動きが見えにくくなりますのでドライバーの方は早めのライト点灯・
ハイビームの活用で歩行者・自転車の早期発見に努めましょう。
歩行者・自転車の方のみなさんは明るい服装と反射材の着用で自分の存在をアピール
しましょう！

《岡崎市からのお知らせ》

◆交通事故が多発しております！

- 令和5年交通事故件数 9件（県内ワースト2位）
- 令和6年交通事故件数 6件（県内ワースト1位）

※令和6年7月29日現在、名古屋市は行政区毎

市内の事故の傾向は、「高齢者」「歩行者」「早朝・夜間」です。
歩行者側の法令違反のケースもあります。

早朝・夜間の外出時

反射材を身に付けて、交通ルールの遵守を徹底しましょう！

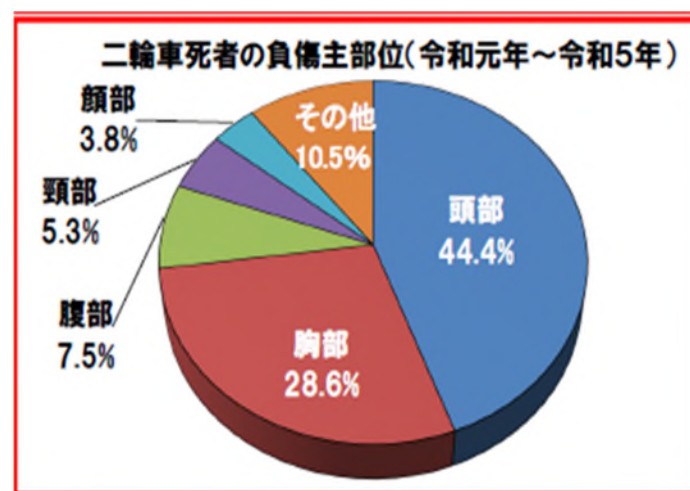
道路横断時

無理な横断はやめて、遠回りでも横断歩道等を利用しましょう！

二輪車用プロテクターを着用しましょう！

愛知県内では、二輪車乗車中の交通事故が多発しています。
二輪車運転者は身体が直接外部にさらされているため、
事故の当事者となった場合、大きな被害を受けてしまいます。

頭部への損傷のほか、胸部や腹部の損傷が多いことも二輪車事故の特徴です。
プロテクターを着用していれば、命が助かった可能性もあります。
自分の命を守るため、プロテクターやエアバックジャケットを着用しましょう！
また、ヘルメットのあごひももしっかり締めましょう！



ツーリングなどレジャー
中の着用だけではなく、
通勤通学や業務などで二
輪車を利用する場合にも
着用してください！



自転車乗車用ヘルメットの購入の補助金申請を受け付けています

- 内 容 転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの購入に対し、
補助金を交付
(令和6年4月1日以降に購入したものが対象)
- 対象者 市内に住所を有している(住民登録している)方
- 対 象 新品で次の安全認証が付されているヘルメット
SGマーク、JCFマーク、CEマーク(※)、GSマーク、CPSCマーク
(※) CEマークについてはEN1078(自転車乗車用ヘルメットの規格)であること
- 補助額 ヘルメット購入費の2分の1
(上限2,000円)
- 申 込 令和6年4月1日～令和7年3月31日
申請書類を防犯交通安全課(東庁舎3階)へ提出
※予算の範囲内で申請書提出の先着順に受付

【詳しくは岡崎市防犯交通安全課ホームページで】



★令和5年4月から道路交通法が改正され、全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化
(愛知県では令和3年10月1日から全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化)